

平成26年小布施町議会平成27年3月会議会議録

議 事 日 程 (第5号)

平成27年3月20日(金)午後2時30分開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 76号 小布施町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第 3 議案第 80号 小布施町役場組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第 81号 小布施町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 82号 小布施町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 83号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 84号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 85号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 86号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 87号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第102号 平成26年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第106号 平成26年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第107号 平成26年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第108号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

- 日程第 1 5 議案第 1 0 9 号 平成 2 6 年度小布施町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 1 6 社会文教常任委員長報告
- 日程第 1 7 議案第 7 7 号 小布施町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 日程第 1 8 議案第 7 8 号 小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例について
- 日程第 1 9 議案第 7 9 号 小布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 日程第 2 0 議案第 8 8 号 小布施町立栗ガ丘幼稚園管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 8 9 号 小布施町立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 9 0 号 小布施町立保育園附属エンゼルランドセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 9 1 号 小布施町千年樹の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 9 2 号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 9 3 号 小布施町シルバーホン使用料等給付金支給条例を廃止する条例について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 3 号 平成 2 6 年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 4 号 平成 2 6 年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 2 8 議案第 1 0 5 号 平成 2 6 年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 2 9 議案第 1 1 0 号 平成 2 6 年度小布施町エンゼルランドセンター改築工事請負契約の変更について
- 日程第 3 0 予算特別委員長報告
- 日程第 3 1 議案第 9 4 号 平成 2 7 年度小布施町一般会計予算について
- 日程第 3 2 発委第 1 5 号 議案第 9 4 号に対する付帯決議について
- 日程第 3 3 議案第 9 5 号 平成 2 7 年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 9 6 号 平成 2 7 年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第 3 5 議案第 9 7 号 平成 2 7 年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 9 8 号 平成 2 7 年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 9 9 号 平成 2 7 年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 1 0 0 号 平成 2 7 年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 1 0 1 号 平成 2 7 年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第 4 0 議会報告 1 1 号 出納検査の報告について
- 日程第 4 1 議案第 1 1 1 号 小布施町教育長の任命について
- 日程第 4 2 議案第 1 1 2 号 小布施町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 3 議案第 1 1 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

追加日程第 1 発言取り消しの申し出について

出席議員（14名）

1 番	原 勝 巳 君	2 番	小 林 一 広 君
3 番	渡 辺 高 君	4 番	小 西 和 実 君
5 番	小 林 茂 君	6 番	富 岡 信 男 君
7 番	山 岸 裕 始 君	8 番	川 上 健 一 君
9 番	大 島 孝 司 君	1 0 番	小 湊 晃 君
1 1 番	関 谷 明 生 君	1 2 番	渡 辺 建 次 君
1 3 番	関 悦 子 君	1 4 番	小 林 正 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	久 保 田 隆 生 君
健康福祉部門 総 括 参 事	竹 内 節 夫 君	健康福祉部門 グループリーダー	中 條 明 則 君

地域創生部門 総括参事	八代良一君	地域創生部門 グループリーダー	畔上敏春君
行政経営部門 総括参事	田中助一君	行政経営部門 グループリーダー	山崎博雄君
教育委員長	中島聰君	教育長	竹内隆君
教育部門 総括参事	池田清人君	教育部門 推進幹	富岡広記君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長	三輪茂	書記	堀内信子
--------	-----	----	------

開議 午後 2時40分

◎開議の宣告

○議長（関谷明生君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（関谷明生君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、町長から議案第111号 小布施町教育長の任命について、議案第112号 小布施町教育委員会委員の任命について、議案第113号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、予算特別委員長から、発委第15号 議案第94号に対する付帯決議が提出されましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発言取り消しの申し出について

○議長（関谷明生君） これより直ちに日程に入るわけですが、ただいま、山岸裕始議員から会議規則第64条の規定により、発言取消申出書の提出がありました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、山岸裕始議員からの発言取り消しの申し出について、日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、発言取り消しの申し出についてを議題といたします。

山岸裕始議員から、3月6日の会議における発言について会議規則第64条の規定により、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、山岸裕始議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（関谷明生君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関谷明生君） これより、直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第76号から日程第15、議案第109号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

小林総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小林一広君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林一広君） 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月10日午前9時から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第76号 小布施町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、議案第80号 小布施町役場組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第81号 小布施町行政手続条例の一部を改正する条例

について、議案第82号 小布施町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第83号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第84号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第85号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第86号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第87号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第102号 平成26年度小布施町一般会計補正予算について、議案第106号 平成26年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第107号 平成26年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第108号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであり、議案第109号 平成26年度小布施町一般会計補正予算（第8号）については、3月16日午後1時15分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開き、審査を行いました。

初めに、副町長、行政経営部門総括参事等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第76号についての質疑の主なものとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によるものだが、町では総合教育会議の設置はどう考えているのか。教育委員会の弱体化が指摘されているが、今後権限を持たせていくのか。教育行政の責任の明確化には権限が必要ではないか等の発言がありました。

議案第80号、議案第81号、議案第82号及び議案第83号についての質疑はありませんでした。

議案第84号についての質疑の主なものとして、その他の特別職の職員の予算の範囲内とはどの程度を予定しているのか。その他の特別職の職員として考えているのが地域おこし協力隊であれば、地域おこし協力隊と表記すればよいのではないかと。地域おこし協力隊は具体的に何をするのか。非常勤の特別職について町の考え方を聞きたい等の発言がありました。

議案第85号、議案第86号及び議案第87号についての質疑はありませんでした。

議案第102号についての質疑の主なものとして、福祉灯油購入助成金の詳細はどういうものか。実施に当たり、どのような検討がされたのか。地域住民生活等緊急支援のための交付金の福祉灯油以外の用途は何か。ふるさと寄附金歳入と積立金の差額は何か。オープンガーデンめぐりのWi-Fiは、1台幾らで、何台分か。オーナーの負担はあるのか。運用方法はどうなるのか。人口動態・産業構造調査委託料の具体的な内容は何か。今までの調査結果

を活用できないのか。コンサルに委託する基本的な考え方をお聞きしたい。起業家誘致事業はどういう人を連れてくるのか。今まで実施してきた結果はどうだったのか。高齢者等タクシー利用給付金の年ごとの推移はどうか等の発言がありました。

議案第106号、議案第107号及び議案第108号についての質疑はありませんでした。

議案第109号についての質疑の主なものとして、落石の補修工事の工事期間はいつまでか。工期は早くなならないのか。ブランド戦略事業費がなぜ今この時期に補正なのか。年次計画もなく、何を売るかも決まっていけないのに、トップセールスはおかしいのではないか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の質疑内容であり、副町長、地域創生部門総括参事等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すため3月16日に、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て総務産業常任委員会を開き、討議を行いました。

議案第84号についての意見として、その他の特別職の職員ではなく、地域おこし協力隊とすべきではないか。予算の範囲内も200万円以内としたほうがよいのではないか。予算は議会で賛否を判断できるのでこれでよいのではないか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略して採決の結果、議案第76号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第102号、議案第106号、議案第107号、議案第108号及び議案第109号は全員挙手、議案第84号は挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員会審査報告といたします。

平成27年3月20日、総務産業常任委員長、小林一広。

○議長（関谷明生君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第76号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第76号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第80号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第81号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第82号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第85号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第86号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第87号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第102号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第106号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第107号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第108号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第109号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関谷明生君） 日程第16、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第17、議案第77号から日程第29、議案第110号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

関社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 関 悦子君登壇〕

○社会文教常任委員長（関 悦子君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月11日午前9時から公民館講堂におきまして、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託されました議案第77号 小布施町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について、議案第78号 小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例について、議案第79号 小布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について、議案第88号 小布施町立栗ガ丘幼稚園管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第89号 小布施町立保育所条例の一部を改正する条例について、議案第90号 小布施町立保育園附属エンゼルランドセンター条例の一部を改正する条例について、議案第91号 小布施町千年樹の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第92号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第93号 小布施町シルバーホン使用料等給付金支給条例を廃止する条例について、議案第103号 平成26年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第104号 平成26年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第105号 平成26年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、議案第110号 平成26年度小布施町エンゼルランドセンター改築工事請負契約の変更については、3月16日午後1時30分から公民館講堂におきまして、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て社会文教常任委員会を開き、審査を行いました。

初めに、副町長、教育長、健康福祉部門総括参事らの出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第77号についての質疑といたしまして、利用者負担額は規則で定めるとあるが、説明をしてほしい。1号認定と2号認定の利用者負担額は同じなのか等の発言がありました。

議案第78号についての質疑として、地域包括支援センター運営協議会はどういう運営がされるのか。第5条の「必要な事項」とは具体的には何か等の発言がありました。

議案第79号についての質疑として、規則を定めていく考えはあるのかとの発言がありました。

議案第88号についての質疑として、所得によって料金設定が変わることを保護者にどう説明しているのか。理解を得るための方策はとったのか等の発言がありました。

議案第89号についての質疑として、保育園という呼び方が定着しているが、条例で保育所というのはおかしいのではないかと発言がありました。

議案第90号についての質疑として、有料にする理由は何か。100円では安いのではないか。第9条の利用料の減免で、「特別な理由」とは何を想定しているのか。エンゼルランドセンターの運営について、保育士や保護者との話し合いをしているのか。保育士の能力育成のための研修を行っているのか。小布施町の人が他市町村の施設を利用する場合の利用料はどうなっているのか等の発言がありました。

議案第91号についての質疑として、第3条の中で、要介護認定でないとサービスは受けられないのか。要支援の人はどうなるのか。デイサービスセンターは介護保険施設でない運営をしていくということなのか等の発言がありました。

議案第92号についての質疑として、低所得者対策として区分が1段階と2段階があったが、今回なくなったのはなぜか。保険料の区分が変わったのはなぜか。介護保険事業計画の概要に、「介護保険基金を活用し、保険料の引き上げ幅を抑えています」とあるが、どのように引き上げを抑えたのか等の発言がありました。

議案第93号及び議案第103号についての質疑はありませんでした。

議案第104号についての質疑として、補正額が1,000円だが内容は何かとの発言がありました。

議案第105号についての質疑として、今回の介護給付費準備基金積立と施設建設の関係はどうなっているのか。居宅介護サービス給付費が減って、特定入所者介護サービス給付費がふえたのはなぜか等の発言がありました。

議案第110号についての質疑といたしまして、契約変更理由が資材調達のおくれたが、内容を詳しく説明してほしい。45日の延長で間に合うのか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の質疑内容であり、副町長、教育長、健康福祉部門総括参事らから詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために3月16日、委員7名中7名の出席と委員外議員の多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開き、討議を行いました。

議案第90号についての意見として、町内利用者と町外利用者を区分けしたので賛成。減免の申請も簡素化されているので賛成。排他的なイメージがあり、有料には反対等の発言があ

りました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略して、採決の結果、議案第77号、議案第78号、議案第88号、議案第89号、議案第93号及び議案第110号は、全員挙手、議案第79号、議案第91号、議案第92号、議案第103号、議案第104号及び議案第105号は、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第90号は挙手少数で否決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員会審査報告といたします。

平成27年3月20日、社会文教常任委員長、関悦子。

○議長（関谷明生君） 以上で社会文教常任委員長からの報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第77号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第77号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第78号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第79号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第88号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第89号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第90号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（関谷明生君） 挙手少数であります。

よって、議案第90号は否決されました。

次に、議案第91号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第91号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第92号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第93号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論

はないものと認めます。

これより議案第103号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第104号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第105号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第110号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時38分

○議長（関谷明生君） ご苦労さまです。

再開いたします。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（関谷明生君） 日程第30、予算特別委員長報告を行います。予算特別委員会に付託されました議案、日程第31、議案第94号から日程第39、議案第101号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし委員長の審査報告を求めます。

大島予算特別委員長。

〔予算特別委員長 大島孝司君登壇〕

○予算特別委員長（大島孝司君） 予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

本日午後1時20分から議会会議室において、委員13名中13名の出席を得て、予算特別委員会を開催いたしました。

会議に付した案件は、平成27年3月会議で付託された議案第94号 平成27年度小布施町一般会計予算について、議案第95号 平成27年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第96号 平成27年度小布施町後期高齢者医療特別会計について、議案第97号 平成27年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第98号 平成27年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第99号 平成27年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第100号 平成27年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第101号 平成27年度小布施町水道事業会計予算についてでありま

す。

平成27年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第94号については第1及び第2分科会それぞれに分担し、議案第95号、第96号、第97号及び第98号は第2分科会に、議案第99号、第100号及び第101号は第1分科会に分担し、審査を行いました。

本日の予算特別委員会において各分科会長から審査経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。

これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第94号について質疑の主なものは、法人町民税が前年度より下がっているが、事業所の数はどの程度増減があるのか。日帰りの入湯税を免除するに当たり、温泉が町の施策に協力するとの説明があったが、どのような協力をしてもらっているのか。民生費国庫補助金が3,400万円ほど減額になっているが、その理由は何か。農業諸収入のセル苗やポット鉢はどのように販売促進をしていくのか。小布施町の人がふるさと納税で他市町村へどのくらい寄附をしているのか。品物合戦に乗るべきではないと考えるが、町の考えはどうか。地域おこし協力隊員と定住促進コーディネーターとの違いは何か。それぞれの業務規定はあるのか。総合計画の見直しをどのように進めるのか。住民の参加が大事だと思うがどう考えるか。地方公会計整備の進捗状況はどうか。小布施の若者会議は他の市町村より何が優れているのか。マイナンバー制度になると、住基カードは今後どうなるのか。新たな社会福祉士はどこへ所属するのか。障害者福祉事業の扶助費の内容は何か。高齢者等タクシー利用給付金は、運転免許証を返納した人も対象にすべきではないか。ボランティア活動育成事業委託の内容は何か。福ちゃん事業と買い物支援事業との整合性はどうか。老人福祉センターの施設改修工事の内容は何か。母子父子家庭児童福祉年金の関係で、以前議会で条例が否決されたが、その後どのような検討をしたのか。町外保育園保育委託料は何人を見込んでいるのか。町内の保育園から小学校に入った方がスムーズではないのか。健康と交流事業の病院機能活用協働実施委託料の内容は何か。ウォーキングを全町的に広める取り組みが足りないのではないか。包括的医療資源安定確保支援事業補助金が増額するのはなぜか。子育ての不安解消のために新生病院の充実を図る必要があるのではないか。乳幼児健診で歯の健診は何歳からやっているのか。フッ素うがいを行っている市町村があるが、小布施町はやっていく考えはないのか。環境美化審議会の活動の予定はどうか。町内の不良状態について審議会ではどのように進めていくのか。議会からの予算要望の中に、利用の少ない施設の統廃合を進めてほしい

という項目があったが、どのように検討したのか。都市農村交流事業を今後どのように進めていくのか。交流が広がる方策はどのように考えているのか。有害鳥獣対策について、一般質問の答弁で他市町村との連携を図るとのことだったが、どのように取り組んでいるのか。青年就農給付金の計算の基準は何か。新規就農者の数が計画と実績で大きく違っているが、原因は何か。迎え入れる体制が弱いのではないか。新規就農支援補助金の積算の根拠は何か。農業再生協議会補助金の内訳は何か。六斎市は町の直営ではないほうがいいのではないか。今後の方針はどうか。フラワーセンター整備事業費約500万円を繰り越したが、経過はどうなったのか。空き店舗活用事業の内容は何か。商工会小規模事業指導費補助金の県費補助金が減った分をなぜ町が負担しなければならないのか。まちづくり交付金の使途は何か。町内渋滞対策調査の委託先はプロポーザルを検討してほしいが、町の考えはどうか。幼保小中一貫教育事業の支援員はどういう仕事をするのか。図書館の正規職員が1名で運営に支障はないのか。開館当時は森の中の図書館という構想だったが、今後外構工事はどのように進めていくのか。嘱託職員と臨時職員で200人を超えているが、正規職員を採用し、臨時職員を減らす考えはあるのか。減らす検討はどのように行ったのか等の発言がありました。

議案第95号についての質疑は、国保被保険者数は町の人口の何%か。他の人はどんな保険に入っているのか等の発言がありました。

議案第96号及び議案第97号についての質疑はありませんでした。

議案第98号についての質疑は、2,000万円の滞納があるのに、収入が滞納繰越分1,000円というのはどういうことか。徴収する考えはあるのか。時効についてはどう対応しているのか等の発言がありました

議案第99号についての質疑はありませんでした。

議案第100号についての質疑は、資産調査はどのような調査をするのか等の発言がありました。

議案第101号についての質疑は、駒場水源の調査結果はどうだったのか。一般会計の消火栓取替工事負担金と水道会計の受託工事収益の額が違うのはなぜか。新しい配水池の整備で、用地は今のままで足りるのか等の発言がありました。

以上が委員会に付託された議案の質疑内容であります。

これらの議案について、慎重審査を期すため討議を行い、討論を省略して採決いたしました。

議案第94号については、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。な

お、平成27年度一般会計予算の執行に当たっての附帯決議を予算特別委員会として提出することに決定いたしました。

以下、議案第95号、議案第96号及び議案第97号は挙手多数、議案第98号、議案第99号、議案第100号及び議案第101号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

平成27年3月20日、予算特別委員長、大島孝司。

○議長（関谷明生君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の一括質疑及び議案第94号の討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第94号について討論に入ります。

反対討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

14番、小林正子議員。

〔14番 小林正子君登壇〕

○14番（小林正子君） 議案第94号 平成27年度小布施町一般会計予算について、反対討論を行います。

先ごろ、衆議院を通過した2015年度国家予算は社会保障を切り捨て、大企業減税、巨大軍事予算の三悪予算となっています。町民の皆さんの中には、社会保障のためならば、消費税の増税はやむを得ないのではないかとと言われる方もいらっしゃると思いますが、実際はどうか。

小布施町では、この3月会議に介護保険料を値上げする条例案が議案とされております。その値上げ幅は、1人当たり年額で最低でも3,300円。最高は2万円余の負担増となっています。これは、現状でさえ家計に重い負担となっている介護保険料のさらなる負担増であり、到底認めるわけにはいきません。国が社会保障費の中から、国の負担分を上積みして介護サービスをさらに充実すべきで、それが介護保険制度発足のうたい文句でした。

ところが、介護保険のサービスが改善されるのかというと、逆に年金支給額が280万円以上の方は、利用料がこれまで1割だったのが2割になり、さらに介護度が要支援の人たちは、これまで受けることのできたデイサービスなど通所訪問介護などの介護保険サービスから排除されます。

介護事業者に支払われる介護報酬も2.27%も引き下げられることになっています。介護事業者の3割は赤字経営と言われており、介護報酬が引き下げられれば、職員の処遇、待遇改善どころか事業所の閉鎖や撤退ということにもなりかねません。利用者が困ることになります。年金も支給額が減らされます。

このように、消費税増税分が社会保障のためにはなっていない。今、日本共産党小布施支部は町民アンケートを行っていますが、寄せられた回答を見ますと、年金が減られ、消費税は上がった。これから10%にされる。どこをどう切り詰めるのか不安の毎日です。年金暮らし、毎日の生活が苦しい。物価が上がっても収入は変わらない。子どもを産みたいが、生活が苦しく産むことをちゅうちょしている等々と生活の不安がつづられています。

また、20代の青年は農業を一生懸命やっているが、農業の収入では子供2人の4人生活はやっていけず、農家の仕事が終わった後の夜、バイトをして生計を立てている。若い人が安心して住み続けられる施策をお願いしたい、こうも書かれています。

障がい児を育てている方は、子供が突然に体調を壊し、病院へ通うのに町内のタクシーでは車椅子対応ができない。町外のタクシーを頼んでも、タクシー券が使えるように提案してほしい。どなたも切実な声を寄せてくださっております。

安倍政権になって、アベノミクスで景気回復のかけ声に期待をさせられながら、じりじりと苦しんでいる実態が見えてきます。このように、大企業ばかり優遇で国民いじめの政策に町民は大変苦勞を強いられています。こういうときこそ、町が国の悪政の防波堤になるべきであります。残念なことにそうはなっていません。

具体的に指摘します。

歳出、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、官学協働事業費696万円。昨年からの継続事業として行われていますが、10年、20年後の小布施町を見据え、地域コミュニティの将来ビジョンづくりや町の重要課題について、調査研究に取り組んでいくとの説明ですが、町の将来ビジョンは町民がみずから決めていくことが重要です。

かつて、10年間の計画づくりには、100人委員会で町民が討論をして、検討案を提出されたことがあります。大学の研究室が小布施町をテーマにして、みずから調査研究して提言を

出すのはもとより自由です。その調査に対して、資料閲覧などの便宜を与えるということとはともかく、ビジョン作成を委託するような形はやめるべきです。

定住促進事業、地域おこし隊2名分400万円、若者会議事業費430万円。これらは官学協働と連携しており、3項目合計で1,500万円余りとなっております。町民の皆さんは、こうした呼び込み的な事業よりも、小布施町に育ち、都会などで学び、働いている若者たちが小布施に帰ってこられるような施策に努力すべきだと多数寄せられています。高い家賃に補助するなど、若者の定住につながる施策に重点を置くべきです。

総合計画策定事業、今後5年間の町の後期計画が策定される大事な事業です。公募委員も十分にふやして、住民参加型で進めるべきです。

款3民生費、項1社会福祉費、目3高齢者福祉費、高齢者在宅支援事業。高齢者等タクシー利用給付事業は平成26年度と全く同額予算ですが、26年度は補正予算がついています。それは冬期間は積雪や寒さのためにタクシー利用者が増加したとのことですが、27年度予算に反映されていません。免許証返納者も年々おられます。巡回バスが予算化されていないのは、まことに遺憾であり、せめてその分をタクシー券などで補うべきで、抜本的な増額が検討されるべきです。

目4人権同和政策費、部落解放関係団体補助金315万円は、速やかに廃止すべき。ここ数年300万円台で計上されていましたが、節減廃止の方針に反しています。目7老人福祉センター費、改修工事費に110万円がついていますが、この施設、桃源荘は老人会の会合、カラオケやゲートボール愛好会、それからいきいきサロン利用者の皆さん、現在は小布施見にマラソンの実行委員会事務局、シルバー人材センター事務所として大勢の方々が盛んに利用されている施設ですが、施設の老朽化が激しく、その場しのぎの小手先の改修だけでなく、建物全体を点検し、利用者の要望も十分酌んで早急に全面的な改善、修繕すべきであります。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、放課後児童クラブ事業。嘱託職員1名、臨時職員4名。臨時職員はいつも4名が配置されているわけではありません。ここで特別支援が必要な児童への対応は万全か。保護者にとっても心配な内容です。大切な小布施の子供たちの日常生活の場であります。親たちが安心して仕事ができるようもっと人員の増強など環境を整えて充実させるべきです。

目3保育園費、保育園管理費。保育園一般職員11名、嘱託職員9名、臨時職員38名。一般職員の4倍の方が臨時・嘱託職員です。小布施の大事な子供を保育するなくてはならない保育士は、正規の職員となるように契約の見直しが必要です。町の職員は、正規職員を減らし

て臨時・嘱託で賄っているのが現状ですが、フルタイムで勤務できる職員は正規職員としていくべきです。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費。包括的医療資源安定確保支援事業、新生病院の医師確保は急務となっています。小児科、内科の常勤医師がいなくなることは、町民が健康で長寿できるために必要なことです。町も協力して医師確保に全力を尽くすべきです。

款9 教育費、項5 社会教育費、目4 図書館費。一般職員1名、臨時職員7名、一般職員1名というのは館長です。館長以外は全員臨時職員です。交代制で勤務していますが、リファレンスなどの図書館機能を充実させるために、少なくとも司書職は正規職員とすべきです。

以上を指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（関谷明生君） 賛成討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） 私は、平成27年度当初予算案対し、賛成の立場で討論します。

一般会計の予算規模は前年度比5.8%、2億7,100万円減の44億3,300万円となっており、交付税や基金をうまく活用し、できるだけ借金に頼らず、財政健全化と町民福祉向上のために苦心された跡が見受けられます。

以下、歳入歳出の外観と重点施策について。

まず、歳入について。

個人町民税は、先日の春闘相場にもあらわれたように外需型の大企業にはアベノミクスによる景気回復基調が見られるものの、地方への波及効果はそれほど期待できず、税収が伸び悩むとして前年度比0.7%増の4億5,280万円を見込んでいます。

法人町民税は、税制改正による減税分や近年の実績から前年度比3.1%減の3,722万円としています。

固定資産税は、平成27年度が3年に一度の評価替えの年に当たるため、その現価を考慮して、前年度比4.6%減の4億7,407万円と見込んでいます。

また、町民の足として重要な自動車に関しては、消費税引き上げ前の駆け込み需要の反動による普通自動車税の購入落ち込みを予想して、自動車取得税交付金を前年度比56.3%減の490万円と見込み、軽自動車税は27年度の税率の大幅な引き上げを考慮して、前年度比10.5%増の3,362万円と見込んでいます。いずれも妥当な判断だと思われま

また、いわゆる町の借金である町債は前年度比23.9%減の3億2,280万円に抑え、町債残高を平成27年度末で32億8,000万円、実質的な負担額は7億2,000万円と見込んでいます。毎年億単位で借金減額に努力されていることに対しては、大いに評価すべきところだと思われます。

次に、歳出について。

支出が義務づけられ、任意に削減できない硬直性の高い義務的経費は借金返済の減少もあり、人件費や扶助費の増加にもかかわらず、前年度比4.6%減の17億3,711万円となっています。

投資的経費は、前年度比30.6%減の3億4,959万円と抑制的な予算となっていますが、これは小布施町の社会資本整備が着実に向上、充実してきていることのあかしと捉えることが出来ると思います。

さて、次は個々の事業、すなわち今回重点施策として掲げられている6つの施策について述べたいと思います。

その1、新たな一歩61年目のまちづくりとして地域おこし協力隊制度の活用、未地域居住の推進などの新規事業、若者会議や小布施×サマースクール by H-LABなどの継続事業が盛られ、小布施ならではの交流から定住への施策があらわれており、活気ある61年目のまちづくりが始まる予感がします。

その2、産業の活性化と交流産業の創出としては新規就農者支援の充実として、家賃補助や農地借地補助の大幅な増額、借り上げた倉庫の無償貸与など小布施農業の将来の担い手となっただけの若者への力強い支援策となっています。

また、ふるさと納税促進事業の拡充として、お礼の品を充実し、特産品による農業振興とまちづくりの整備に係る費用の確保を目指すとして、大幅に増額された予算が計上されました。遅きに失した感がありますが、政府による何らかの規制があるまでは、大いに推進すべきことだと思います。

次に、善光寺御開帳と北陸新幹線延伸にあわせたシャトルバスの4月5日から11月30日までの増便運行が予定されています。小布施町の魅力であるおもてなしの心が多くの観光客の皆さんに必ずや伝わることと思います。

そのほか、熊被害対策の拡充として、捕獲おりの設置や出没时间のパトロールの強化などの安全対策、継続事業として空き店舗対策としての店舗の改修費用や、賃借料などの補助が計上され、商業振興策がなされています。

その3、きめ細やかな子育て支援の充実として、子供ノートの配付、1歳児育児相談事業が新たに設けられるとともに、教育支援相談員の設置、すこやか相談、発達教室、ホップ・ステップ・ジャンプの運営、親子ゆうゆうサークル事業、小・中学校教科学習支援事業、特別支援教育の推進、放課後児童クラブ事業等の継続があり、まさにきめ細やかな子育て支援策となっています。

その4、多様な子育てと学びの環境の充実として、中学校へのエアコンの設置による学習環境の整備、幼稚園の認定こども園化に向けた改修工事による子育て支援、高井鴻山記念館改修に向けた本格設計の実施などの新規事業、コミュニティスクールの推進、伝統芸能継承支援などの継続事業、保育料の負担軽減などの拡充事業が盛られており、手厚い子育て支援となっています。

その5、健康でいきいきと暮らせるまちづくりとして、ウォーキングによる健康づくりの推進、介護予防事業の充実などの継続事業のほか、在宅介護支援センターから名称変更になった地域包括支援センターの充実、中核的医療機関である新生病院への助成などの拡充事業等があり、町民に対しての健康長寿への熱い願いが感じられるものとなっています。

その6、暮らしの安全と快適な環境づくりとして、自治会公会堂の耐震補強工事などの防災対策の強化、自然エネルギー施策の推進、国道403号の整備などの継続事業があり、町民の安全対策が図られています。

以上、限られた歳入の中で無駄な出費を廃し、将来を見据えたあすへの活力あふれるまちづくりと町民福祉向上を目指した予算編成であると認め、最後に議員各位のご賛同をお願いして、簡単ではありますが、私の賛成討論といたします。

○議長（関谷明生君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第94号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎発委第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） 日程第32、発委第15号 議案第94号に対する付帯決議についてを議題といたします。

予算特別委員長から提案理由の説明を求めます。

大島予算特別委員長。

[予算特別委員長 大島孝司君登壇]

○予算特別委員長（大島孝司君） 発委第15号、議案第94号 平成27年度小布施町一般会計予算に対する付帯決議案の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由、平成27年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、慎重な対応を求めため。

別紙をごらんください。

議案第94号 平成27年度小布施町一般会計予算に対する付帯決議。

平成27年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、下記の事項について対応することを強く求める。

記。

1、小布施ふるさと応援寄附金について。

ふるさと納税促進事業については、財源確保や地域経済の活性化のために積極的に行うことに異論はないが、他市町村との過度な特産品合戦にならないよう、十分に留意して取り組むよう求める。

2、委託料について。

数多くの事業に委託料が計上されており、それぞれの趣旨は理解できるが、委託先の決定に際しては、選考基準を明確にして一層の透明性を確保するとともに、事業内容の見直しや精査を行い、支出の圧縮に努めることを求める。

また、新規に実施する町内渋滞対策調査事業の委託に当たっては、豊富な知識と実績のある業者を選定することはもちろんのこと、金額的評価、技術的評価及び企画提案を加えたプロポーザル方式による総合的評価で受託事業者を選定することも検討するよう求める。

以上、決議する。

平成27年3月20日、予算特別委員長、大島孝司。

○議長（関谷明生君） 以上で、発委第15号の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、発委第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号～議案第101号の討論、採決

○議長（関谷明生君） 次に、議案第95号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第95号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第96号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第97号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第98号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第99号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第100号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第101号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎出納検査の報告

○議長（関谷明生君） 日程第40、議会報告第11号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（関谷明生君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、例月出納検査の結果に関してご報告申し上げます。

最初に、検査の概要でございます。

1番目として検査の対象は平成26年12月分、平成27年1月分及び同年2月分の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それから少し飛ばさせていただいて水道事業会計、基金繰替金、町県民税、歳入歳出外現金、指定金融機関担保金、一時借入金等々の会計及び基金に関する現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。

検査の実施日は平成26年12月25日、平成27年1月27日、平成27年2月27日に行いました。

実施した検査手続でございますが、検査の対象となった現金等の出納につきまして、会計管理者から提出されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行ったところでございます。

検査の結果でございます。平成26年12月17日現在、平成27年1月19日現在及び平成27年2月18日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、別表のとおりでございます。

以上、平成27年3月20日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、小淵 晃。
以上でございます。

○議長（関谷明生君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） 日程第41、議案第111号 小布施町教育長の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（関谷明生君） 起立多数であります。

よって、議案第111号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） 日程第42、議案第112号 小布施町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関谷明生君） 全員起立であります。

よって、議案第112号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） 日程第43、議案第113号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関谷明生君） 全員起立であります。

よって、議案第113号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（関谷明生君） 日程第44、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関谷明生君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案に対する議会の意見として、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関谷明生君） 全員起立であります。

よって、諮問第1号に対する意見はこれを適任とすることに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（関谷明生君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

平成27年3月会議を閉じ、平成26年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、平成27年3月会議を閉じ、平成26年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（関谷明生君） お諮りいたします。本議会は、議事の都合により、この後、あす3月21日から4月29日までの40日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、あす3月21日から4月29日までの40日間を休会とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（関谷明生君） ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会平成27年3月会議に上程いたしました議案につきまして慎重にご審議を賜り、エンゼルランドセンター条例の一部改正を除く議案に対して、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、本日提出いたしました教育長、教育委員、固定資産評価審査委員会委員及び人権擁護委員の人事案件のご同意につきましても、原案のとおり議決をいただきましたことに、心より御礼を申し上げます。

今後の事業予定について申し上げます。あす21日には、町文化観光協会が昨年銀座にオー

ポンしました長野県PR施設、銀座NAGANOにおいて小布施の美味しいもの体験、おぶせ試しのイベントを行っていただきます。栗菓子や日本酒を初めとした小布施町の特産品の試食、試飲、町並みや美術館などの見どころを情報発信し、小布施の魅力を紹介していただきます。

4月1日には、わかば、つすみ保育園で入園式。3日には、栗ガ丘幼稚園で入園式。6日には栗ガ丘小学校と小布施中学校で入学式が行われます。新しい教育制度が4月から始まり、新教育長とともに総合教育会議などを通じ、魅力ある教育の推進を図ります。お子さんお一人、お一人の発達の段階を通じ、さまざまな視点からアプローチをし、生まれてから成人になるまで、きめ細やかな支援をこなしていただくとともに、ご家族の皆さんとご一緒にお子様の成長を見守り、生きる力を育てまいります。

特に、特別支援教育については、それぞれの関係機関や教育支援相談員などと連携をいたし、引き続き充実した体制を図ってまいります。

放課後児童クラブにおきましても、サポートが必要なお子さんも安心して入所できるよう、施設設備の充実と研修等の実施により、専門性の向上に努めてまいります。

4月4日の北斎館新館落成にあわせ、町民の皆さんにリニューアルされた北斎館をごらんいただき、高井鴻山記念館やおぶせミュージアム、フローラルガーデンおぶせなどをめぐっていただける、無料招待券を全戸に配布させていただきたいと思っております。

町内美術館やオープンガーデンなどをご家族で町内をご散策いただき、小布施の春をご堪能していただくことにより、活力に満ちた小布施の春が演出できるものと考えております。

同じく4月4日午前10時から緑化木頒布会を6次産業センター駐車場で行います。例年頒布させていただいておりますミツバツツジやハナミズキのほか、ジンチョウゲ、サルスベリ、ライラックなども頒布させていただきます。大勢の皆さんにお越しいただき、緑豊かなまちづくりを進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

4月29日には、千曲川ふれあい公園花まつりと岩松院さくらまつりが行われる予定です。千曲川ふれあい公園花まつりには、ことしも総合公園駐車場と会場を結ぶシャトルバスを運行をいたします。

3月14日に新幹線が金沢まで延伸し、善光寺の御開帳開催期間とも重なることから、大勢の皆さんが小布施に訪れていただけるものにご期待をしてるところであります。

第6期介護保険計画に沿い、新年度より新たな取り組みを開始いたします。超高齢社会にあって、どなたもが住みなれた地域で最期までお暮らしいただける社会づくりの実現を目指

し、まずは、町民の皆さんの健康づくりや医療と介護の連携強化を図り、可能な限り在宅で生活おできになる環境を整備いたしてまいります。

また、地域における支え合い体制や認知症への理解の促進を図り、地域全体で見守り、支える仕組みづくりも目指してまいります。今後の介護環境に必要となる施設の設置を予定してまいります。在宅での生活を進めるために、日中の居場所づくりなどが求められており、こうした皆さんに対応できる介護施設建設を行うものであります。個人の状態によって必要になるさまざまな介護ニーズに応えるため、小規模で多機能な居宅型介護サービス施設建設を計画してまいります。

自然エネルギーの利活用をまちづくりに反映させるため、自然エネルギー推進計画を専門家や町民の皆さんのご意見を伺い、策定しております。公共施設などへの自然エネルギー導入を契機に町民主体の自然エネルギー導入に対する支援や省エネルギーの推進とその実現に向けた今後の取り組みを計画に掲げてまいります。

ことしは終戦から70年という節目の年に当たり、小布施町の疎開の歴史や文化について学ぶ機会を設けてまいります。その一つとして、詩人の林柳波先生が疎開されて70年となることから、オペラ歌手の鎗木さんをお招きして、町民の皆さんとともに懐かしい童謡などを歌う、叙情歌を歌う会を6月から年間4回開催させていただきます。

また、小林沙羅さんのコンサートや中島千波先生の講演会なども予定しております。大勢の町民の皆さんにご参加いただきたいと思っております。

4月から、町長部局の3部門10グループを5課14係とし、迅速かつ機動的な事務事業の遂行ときめ細かな住民サービスが行き届くことを目的として、新たに編成した組織機構といたします。

特に、縦割りの壁をなくし、協力し合う体制づくりを強く進め、全庁挙げて定住や移住の推進、産業振興を進めてまいりたいと思っております。

本会議並びに委員会において、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご要望につきましては、十分検討をいたしまして今後の町政の執行に遺憾なきように努めてまいります。

議員各位におかれましては、ご健康にご留意ください、ご健勝でますますご活躍いただきますとともに、小布施町議会のますますのご発展を祈念を申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関谷明生君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（関谷明生君） これにて、平成27年3月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時42分